

2026年2月12日

各 位

会社名 U T グループ株式会社  
代表者 代表取締役社長 外村 学  
(コード: 2146 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 サービス基盤部門長 山田 隆仁  
電話番号 03(5447)1710

## 社員向け株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、2025年8月25日開催の取締役会において、当社グループの社員に対して株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しており、同日付で「社員向け株式報酬制度の導入に伴う自己株式取得及び処分の方針に関するお知らせ」をリリースしておりますが、本日開催の取締役会において本制度の詳細について一部変更の上、決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

当社グループの社員（以下「社員」といいます。）とのエンゲージメントを高め、定着率や再入社率を向上させ、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたします。

#### 2. 本制度の概要

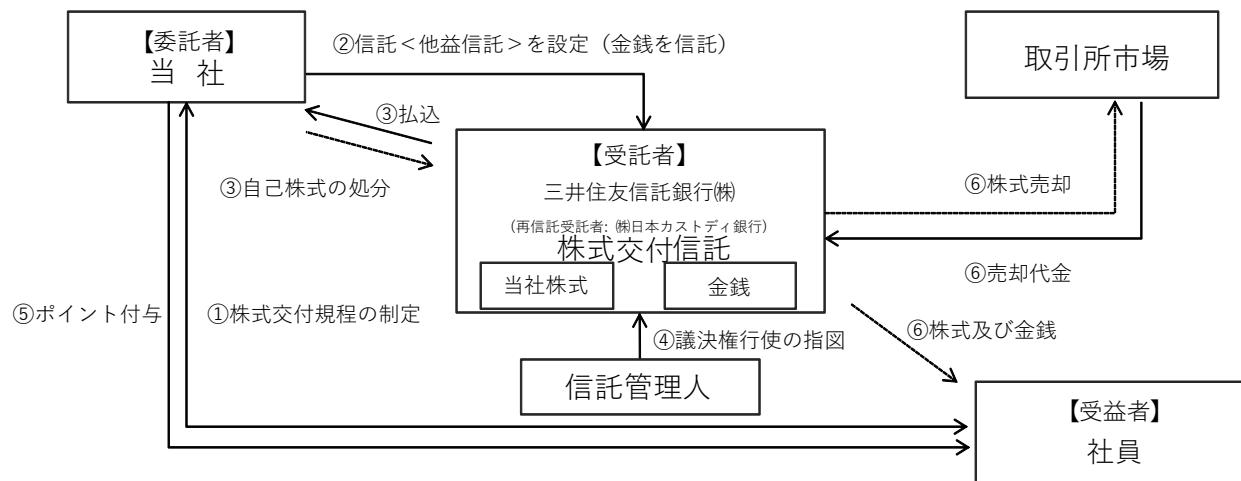
本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託が当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得を行い、社員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランです。

当該ポイントは、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、社員の労働時間等に応じて付与されるものであり、各社員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数及び当期純利益を踏まえて定まります。本制度では、当社グループで断続的に働いた時間を積算労働時間としてカウントし、ポイントを付与します。ポイントの付与基準は1時間当たり1ポイントですが、積算労働時間にもとづいて6段階のポイントランクを設定し、最上位のポイントランクでは1時間当たり2ポイントが付与されます。付与されたポイントは積算労働時間が1年相当以上から、毎年9月末及び3月末時点のポイント数並びに当期純利益を踏まえて12月及び6月に株式として交付される予定です。なお、その内容の詳細や具体的な手續は、当社が定める株式交付規程に従います。

本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、社員の負担はありません。

本制度の導入により、社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した社員の業務遂行を促すとともに、社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は社員を対象とする株式交付規程を制定します。
  - ② 当社は社員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
  - ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を、自己株式の処分による方法により一括して取得します。
  - ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権行使します。
  - ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は社員に対しポイントを付与していきます。
  - ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした社員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
- なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

### 3. 本信託について

(1) 名称	社員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	社員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定

(6) 議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2026年3月3日
(9) 金銭を信託する日	2026年3月3日
(10) 信託終了日	2028年6月末日（予定）

#### 4. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として 当社が信託する金額	5,686,986,500円
(3) 取得する株式の総数	26,451,100株
(4) 株式の取得方法	自己株式の処分による取得
(5) 株式の取得時期	2026年3月3日

#### 5. 自己株式処分方針の変更

本制度の詳細の決定にあたり、下記のとおり、自己株式の処分方針を変更いたします。

（変更前）

2026年3月期から2028年3月期までの期間、四半期純利益の30%相当の自己株式取得を四半期毎に行います。また、半期毎に社員向け株式報酬として直近2四半期分の四半期純利益の30%相当の自己株式の処分を行ってまいります。

なお、本制度は、2028年3月期まで運用し、以降の継続については効果検証によって判断してまいります。

（変更後）

2026年3月期から2028年3月期までの期間、四半期純利益の30%相当の自己株式取得を四半期毎に行います。また、自己株式の処分については、本日付で公表しております「社員向け株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ」のとおり、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の当社の当期純利益を勘案のうえ、社員に交付すると見込まれる株式数に相当する数の自己株式の処分を行います。

なお、本制度は、2028年3月期まで運用し、以降の継続については効果検証によって判断してまいります。

以上